

請求書等の帳票作成・送付システムの導入及び
運用に係る仕様書

令和5年1月

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

1 システム導入の背景・目的

直近の電子帳簿保存法・インボイス制度などの法改正や、いまだ収束しない新型コロナウイルスの影響で、働き方が急速にそして大きく変化しており、様々なアナログ業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)が必須といわれている。

そのような中で、公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)取引先様へ送付する請求書をはじめとした帳票類は郵送対応が中心であり、封入封緘や投函などの作業に多くの時間と労力を要している。また帳票作成業務においても、いまだ手書きやExcelによる作成が中心となっており、作成作業負荷や入力ミス、フォーマットの属人化などのリスクが内在している。

そこで、帳票の作成業務における脱Excel化とともに送付業務を電子化することで業務負荷を軽減し効率化を図るとともに、電子帳簿保存法やインボイス制度などの法改正にも対応し、保管業務の効率化向上とペーパーレス化の実現によるCO2排出量削減、ならびに取引先様との取引効率化を実現することを目的としてシステム導入を行う。

2 業務概要

(1)業務名

請求書等の帳票作成・送付システムの導入及び運用業務

(2)業務期間

①システム構築・導入業務

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

②システム運用業務

令和5年10月1日から

(3)業務内容

①導入システム等

・請求書等の帳票作成・送付に係るシステムソフトウェア等:1式

※クラウドサービスであること

②導入サポート

受注者は、本システムの導入及び運用に係る以下のサポートを行うものとする。

導入前

- ・受注者は、導入前の事前検証環境を一定期間提供すること。
- ・事前検証において、受注者が事業団に対してサポートを行うこと。

導入後

- ・受注者は、本システムの設置場所にてソフトウェアが適切に利用できる旨の確認を行うこと。
- ・導入時は事業団の業務に支障のないよう配慮し、事業団と協議の上、計画的に行うこと。
- ・受注者は、利用者に対して本システムの操作方法のレクチャーを行うこと。
- ・受注者は、本システムの利用期間中に適切なサポート窓口の提供およびサポートを行うこと。
- ・受注者は、操作マニュアル(操作手順書)を作成・提供すること。

(4)導入場所

事業団事務局(仙台市青葉区錦町一丁目3番9号)など14拠点
 ※設置場所の詳細については、事業団担当者の指示に従うこと。

(5)スケジュール

令和5年3月…業者選定
 令和5年4月…システム導入
 令和5年8月…テスト稼働
 令和5年10月…本稼働
 ※上記スケジュールは現時点の想定であり、今後変更となる可能性がある。

3 基本事項

(1)基本システム

本システムの導入は、請求書等の帳票業務の効率化を実現するため、単一のベンダによる統合的なシステム導入及び保守サポートが対応可能なものとする。また、機能面・費用面・保守性・信頼性の観点から、事業団への適合性が高いサービスを提供し、将来のバージョンアップ(法対応等)の適用を可能なものとする。

※現業務についてのフローは下記のとおり

図1 現金払い(領収書発行)

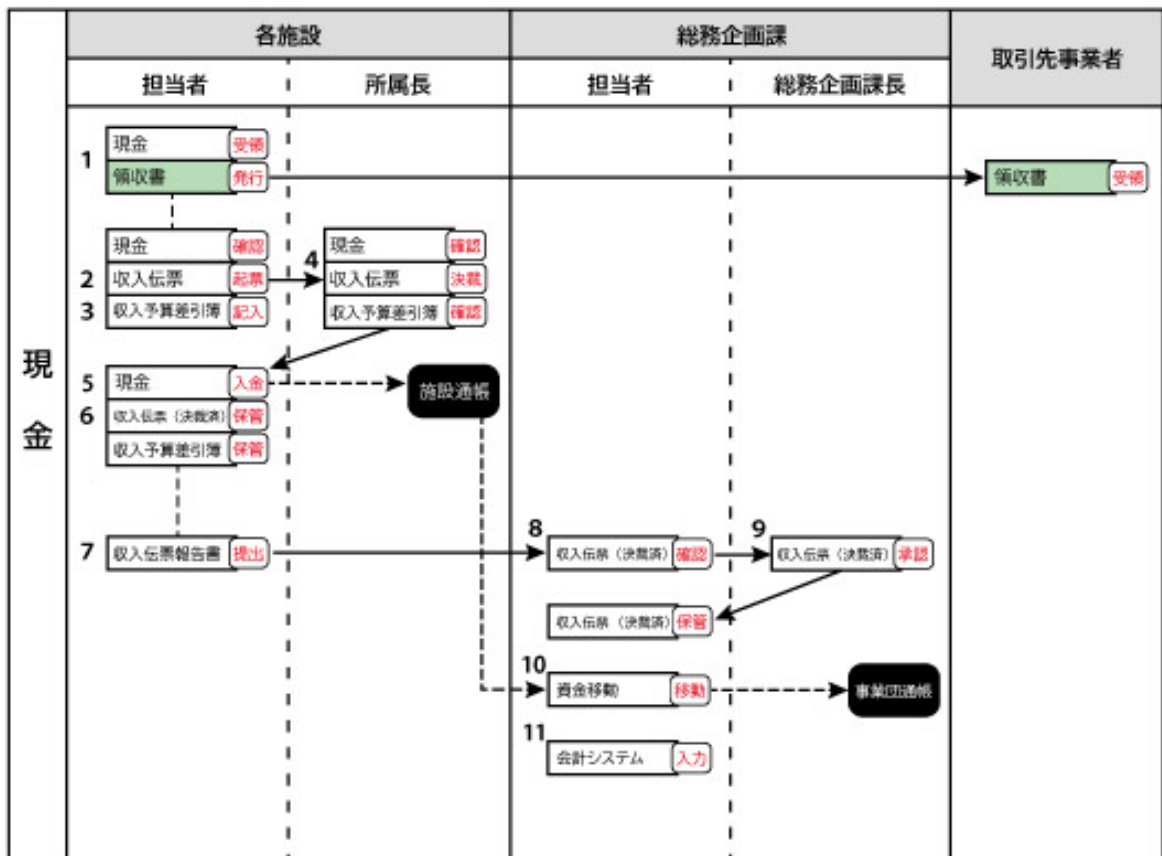


図 2 後日振込(請求書発行)

(3)システム利用場所等

- ①事業団事務局(仙台市青葉区錦町一丁目3番9号)
- ②スポーツ事業課(仙台市宮城野区宮城野二丁目11番6号 弘進ゴムアスリートパーク仙台内)
- ③カメイアリーナ仙台(仙台市太白区富沢一丁目4番1号)
- ④本山製作所青葉アリーナ(仙台市青葉区堤町一丁目1番5号)
- ⑤泉総合運動場(仙台市泉区野村字新桂島前60番地)
- ⑥元気フィールド仙台(仙台市宮城野区新田東四丁目1番1号)
- ⑦若林体育館(仙台市若林区卸町東二丁目8番10号)
- ⑧シェルコムせんだい(仙台市泉区野村字新桂島前48番地)
- ⑨弘進ゴムアスリートパーク仙台(仙台市宮城野区宮城野二丁目11番6号)
- ⑩泉海洋センター(仙台市泉区七北田字田中1番地の2)
- ⑪秋保体育館(仙台市太白区秋保町字長袋字上原21番地の3)
- ⑫川内庭球場(仙台市青葉区川内元支倉35番地の2)
- ⑬北中山コミュニティグラウンド(仙台市泉区北中山四丁目26番14号)
- ⑭出花体育館(仙台市宮城野区出花一丁目13番地7号)

(4)システムの内容・機能要件

基本機能は以下表を参照のこと。

詳細な機能要件は、別紙「機能要件一覧表」のとおりとする。

機能	内容
帳票作成	・請求書、領収書、支払明細書等を作成する機能 ・システム内で情報入力のうち帳票作成が可能であること、または外部システムから出力したCSVまたはPDFの帳票データを取り込むことで帳票作成が可能であること。 ・作成した帳票をPDFで出力する機能。
帳票送付	・システム内から電子メールで相手先に送付が可能であること。
帳票管理	・作成・送付した帳票は、帳票種類、取引先名、金額、日付等で検索・抽出が可能
申請・承認	・帳票送付前に、多段階による複数人への承認フローを回す機能 ・承認・否認時に、申請者へアラートを通知する機能
データ連携・出力	・既存のシステム(PCA法定調書DX)と帳票データを連携できること ・帳票データを任意の項目で出力する機能
法対応	・電子帳簿保存法に準拠した保管が可能 ・インボイス制度に準拠した帳票作成及び保管が可能

(5)システムの利用環境

- ①インターネットに接続している端末(PC・タブレット等)にインストールされているウェブブラウザ

(edge・chrome等)から利用できること。その際、ウェブブラウザ以外のソフトウェアや特殊な設定を必要としないこと。

②原則として365日24時間、利用できること。

(6)非機能要件

①ユーザビリティ・アクセシビリティ

(ユーザビリティ)

- ・一貫した画面・機能・操作性の統一が図られていること。
- ・わかりやすい用語の使用や、マニュアルの充実等、ユーザの立場に立った利用環境整備が実施されていること。
- ・操作の指示や説明、メニュー等には、ユーザが正しく理解できる用語が使用されていること。

(アクセシビリティ)

- ・業務の効率的な遂行の観点から、容易な操作、誤操作の防止に配慮したものであること。
- ・提供するコンテンツは、日本語であること。

②性能

(オンライン処理)

- ・システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスが確保されていること。
- ・レスポンスタイム(Enterキー押下から、次画面が表示するまでの遷移時間を含み、次操作が可能な時点までの広義の処理時間)は、予想可能なピーク時で3秒以内を目標とすること。
- ・上記各要件はネットワーク環境の遅延による場合は考慮しなくてもよい。

③信頼性

- ・システムは、原則365日24時間利用可能とすること。
- ・稼働率99%、障害発生時の復旧時間は1営業日以内を目標とする。なお、障害の原因が事業団に帰するものについては除く。
- ・システム構成は、上記稼働率及び許容復旧時間を踏まえ、適切な冗長化構成とすること。
- ・システム利用中にトラブルが発生した際に、その原因を追究できるようにログの出力ができること。

④中立性

(他事業者への円滑な引継ぎ)

- ・次期システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式はXML、CSV等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。
- ・特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。
- ・データ取り出し後に現状のシステム上に残るデータは、完全に消去または再利用されないこと。

⑤情報セキュリティ

別紙「機能要件一覧表」のとおりとする。

⑥運用・保守

運用・保守業務については、下記に従い実施すること。

(運用時間)

- ・運用時間は、原則として毎日運転とし、24時間365日とする。
- ・定期保守等による機能停止は、必要に応じて実施することができるが、2ヶ月に1回程度とし、日々夜中停止は不可とする。

(運用・保守体制)

- ・受注者は、以下に定める要件を満たす運用・保守管理体制を整備すること。
- ・本システムの運用・保守管理を円滑に実施するため、受付窓口を含めた運用・保守管理体制を整備すること。
- ・リモートサポートが可能であること。
- ・事業団からの問合せや障害等の連絡は、平日(土・日・祝祭日・夏季休暇・年末年始を除く)の9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで対応できるよう、要員を配置すること。なお、連絡方法はメールまたは電話とする。

(ソフトウェア保守)

- ・ソフトウェアのバージョンアップ情報など、本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- ・ソフトウェアのバージョンアップが定期的実施されること。
- ・バグ等の不具合や脆弱性が発覚した場合には、速やかに事業団に情報を提供するとともに修正作業を実施すること。

(7)その他

予想される数量は下記のとおり

①取引先数

	取引先数
請求書	72
領収書	125
支払明細書	150

②帳票発行枚数

	月間発行枚数	年間発行枚数
請求書	20	240
領収書	175	2,100
支払明細書	90	1,080

③帳票類メール送信数

	月間送信数	年間送信数
請求書	15	180
領収書		0
支払明細書	90	1,080

別添 機能要件一覧表

記入要領

- 1 次の区分により、対応状況欄に「◎」、「○」、「△」、「×」の別を記入すること。
 - ◎：提案価格内でシステムに機能を実装している。
 - ：提案価格内で代替運用・代替機能・別ソフトの併用等により同等の機能を実現している。
 - △：提案価格外のオプションやカスタマイズ、別ソフトの併用等によりシステムに機能を実装することが可能
 - ×：実現不可能
- 2 一部でもできない部分がある項目は「×」とすること。
- 3 ○及び△のものは、備考欄（書ききれない場合は別シート）に代替案等の実現方法を記入すること。
- 4 △のものは、備考欄にその概算費用を記入すること。
- 5 ×のものは、備考欄にその理由を記入すること。

No.	区分	内容	対応状況	備考
1	システム	対象事業ごとに複数テナントの契約を想定している。複数テナントに対して単一のID/PASSでログインが可能であること。		
2	システム	複数あるテナントを切り替える際、ログアウトすることなくシステム上で柔軟にテナントの切替が可能であること。		
3	システム	対象システムを利用するブラウザがSafari、Firefox、Chrome、Microsoft Edgeの最新版に対応していること。		
4	システム	利用者は、導入期間中はクラウド事業者または提供者から適切なサポートを受けられること。		
5	システム	各拠点のPC端末ヘインストールが不要であること。（クラウドサービスの仕組みであること）		
6	システム	過去3年以内に、国・地方公共団体及び民間事業者への導入実績があること。		
7	システム	クラウドサービスを移行する際にクラウドサービス上のデータのダウンロードが可能であること。		
8	帳票作成	請求書、領収書、支払明細書の作成が可能であること。		
9	帳票作成	システム内で帳票に必要な情報を直接入力することで、帳票作成が可能であること。		
10	帳票作成	商品や取引先等のマスタ情報を登録できること。		
11	帳票作成	作成した帳票に企業ロゴや印鑑の印影画像を複数付与できること（ただし電子印鑑である必要はない）。		

12	帳票作成	過去に作成した帳票を複製することが可能であること。		
13	帳票作成	作成した帳票をPDF等の形式でダウンロードできること。		
14	帳票作成	事業団の基幹システム等から出力した帳票データをCSVまたはPDF形式でシステム内に取り込むことができること。		
15	帳票作成	CSV形式でシステム内に帳票データを取り込んだ時点で帳票が自動で生成されていること。		
16	帳票作成	日本語での帳票作成が可能であること。		
17	帳票作成	インボイス制度で定められた事業団の適格請求書発行事業者の登録番号を請求書などに表示できること。		
18	帳票作成	インボイス制度で定められた複数の適格請求書発行事業者の登録番号から選択して請求書などに表示できること。		
19	帳票作成	支払明細書にインボイス制度で定められた取引先の適格請求書発行事業者の登録番号及び源泉徴収税を差引いた振込額を表示できること。（文字列での入力可）		
20	帳票作成	インボイス制度に準拠したフォーマット項目（税率毎の合計金額表示など）に対応した帳票が作成できること。		
21	帳票作成	インボイス制度に準拠した、返金に対応する帳票（適格返還請求書）が作成できること。		
22	帳票作成	あらかじめ決められた商品やサービスを登録した帳票を定型パターンとして複数保存することができ、かつ作成時に定型パターンを呼び出して編集ができること。		
23	帳票作成	書類番号の発行ルールを利用者側で設定できること。		
24	帳票作成	消費税の切り捨て、四捨五入を選択可能なこと。		
25	帳票作成	帳票明細は、任意の明細を選択して小計を入れることができること。		
26	帳票送付	システム内で作成した帳票及びデータ連携によりシステム内に取り込んだ帳票を、電子メールにて送付が可能であること。		
27	帳票送付	電子メールによる送付時、帳票データはメール添付ではなく、ダウンロードURLを通知する方法など一定のセキュリティが担保された状態で送付できること。		
28	帳票送付	取引先が帳票データを受け取る際、暗証番号によるファイル開封などのセキュリティ対策を付与することが可能なこと。		
29	帳票送付	電子メールで送付した帳票を、取引先が閲覧・確認をしたかどうかをシステム内で判別できること。		
30	帳票送付	帳票を送付したかどうかをシステム内で判別できること。		

31	帳票送付	電子メールでの送付時、事業団のメールアドレスで送付が可能であること。		
32	帳票送付	電子メールの文章は、取引先ごとに定型文をテンプレートとして登録できること。		
33	帳票送付	電子メールでの送付時、システム内からメール文を編集できること。		
34	帳票送付	電子メールでの送付時、システム外で作成した書類（案内文書、チラシ等）をPDFデータ等で同封して送信できること。		
35	帳票送付	帳票送付時に、送付した旨を利用者に電子メール等で通知する機能を有していること。		
36	帳票送付	送付前に、対象帳票が未送付か送付済かを判別できること。		
37	帳票送付	過去に送付済の帳票を再送できること。		
38	帳票送付	電子メール以外の送付方法として、郵送代行サービスまたは対象帳票をPDF等でダウンロード・印刷し事業団で郵送等が可能な機能を有していること。		
39	申請・承認	部門・部署・業務内容などの単位で柔軟に承認ルートを作成可能であること。		
40	申請・承認	承認の進捗状況をシステム内で一覧形式で把握できること。		
41	申請・承認	承認・否認時に、申請者へアラートを通知する機能があること。		
42	申請・承認	代行者による承認機能があること。		
43	申請・承認	PC・タブレット・スマートフォンで承認通知を受け取り、承認または否認が可能なこと。		
44	申請・承認	承認前、承認中、承認済、非承認済などのステータスで帳票を抽出可能であること。		
45	申請・承認	帳票送付前に、多段階による複数人への承認フローを回すことができること。		
46	申請・承認	未承認者に対してアラートを通知する機能があること。		
47	データ連携	システム内で保持している帳票データはCSV及びExcelで出力できること。		
48	データ連携	帳票種類、期間（最大1年）、取引先、作成担当者などを指定してデータ出力ができること。		
49	データ連携	出力可能な帳票データのCSVは、UTF-8及びShift-JIS形式の両方で出力できること。		

50	データ連携	事業団の基幹システム等から出力したデータの取込みが行えること（CSVまたはExcel連携）。		
51	データ連携	商品マスタ、取引マスタ、社内ユーザなどのマスタデータの一括取込みが可能なこと。		
52	データ連携	取込可能な帳票データは、Excel及びCSV（UTF-8及びShift-JIS形式）に対応できること。		
53	データ連携	データ取込み前に、エラーデータがある場合は確認ができること。		
54	帳票管理	帳票種類ごとにリスト化されて管理可能なこと。		
55	帳票管理	作成・送付した帳票は、帳票種類、取引先名、金額、日付等で検索・抽出が可能であること。		
56	帳票管理	取引先ごとに請求締め日を登録することができ、締め日で検索・抽出が可能なこと。		
57	帳票管理	システム内でインボイス制度に準拠した法定期間の帳票データ保管が可能であること。		
58	帳票管理	電子取引に該当する帳票について、システム内で改正電子帳簿保存法に準拠した保管が可能であること。		
59	権限・管理	アクセスログ、修正ログの管理ができること。		
60	権限・管理	アクセスログ、修正ログをCSV及びExcel等で出力可能なこと。		
61	権限・管理	アクセス権限（レベル権限）を設定できること。		
62	権限・管理	アクセス権限（レベル権限）によって、操作できる機能やメニューを制限できること。		
63	権限・管理	管理者は全てのデータを閲覧できること。またアカウントごとに所属する施設の帳票のみ閲覧可能となるように設定できること。		
64	権限・管理	管理者権限が個人ごとに設定可能であること。		
65	権限・管理	データ作成・修正・送付した際に、いつ、どのIDから行ったか等の証跡を残せること。		
66	セキュリティ	利用者側でID/パスワード等の登録・削除ができること。		
67	セキュリティ	パスワードは、「英字（大文字小文字）」・「数字」・「記号」の3種類を組み合わせ8桁以上で作成することができること。		
68	セキュリティ	利用者に対してクラウドサービス上に格納したデータに対する適切なアクセス制御が行われること。		

69	セキュリティ	クラウドサービスに脆弱性が発見された際のクラウド事業者側の対応が明確になっていること。		
70	セキュリティ	クラウド事業者側でネットワークレベルの防御機能を備えていること。		
71	セキュリティ	クラウドサービスが稼働するサーバの設置場所が国内であること。		
72	セキュリティ	クラウドサービスの利用時には、サーバ・クライアント間、サーバ間ともに通信を暗号化すること。		
73	セキュリティ	クラウドサービスのシステムは冗長化され、一つのサブシステムの障害が全体に波及しない構成となっていること。		
74	セキュリティ	サイバー攻撃などが確認された際のクラウド事業者側で対処・対応するルールがあること。		
75	セキュリティ	IDS/IPS等にて、本番環境ネットワークへの不正侵入を監視し防御していること。		
76	セキュリティ	解約時においてデータの所有権および不要データの破棄に関するルールが定められていること。		
77	セキュリティ	利用者のサービスデータを定期的にバックアップを実施しており、かつ暗号化された状態で保管されていること。		
78	セキュリティ	サービスの停止や障害を検知した場合は、利用者に対して通知を行っていること。		
79	セキュリティ	会社として承認されたセキュリティ・個人情報保護に関する基本方針や情報管理規程、基準、ガイドラインがあること。		